

会館利用者の範囲明細表

自治会館運営細則の第3条において定める「利用者の範囲」に掲げる各号の個別的な対象は次の通りとする。

1. 高嶺団地自治会を構成する機関
 - (1) 自治会総会・役員会・自主防災部会
 - (2) 役員会が定める特別委員会等
 - (3) 自治会総会において臨時に設置を決定した委員会等
2. 官公庁等公共団体の公務上の使用
 - (1) 市役所、警察署、消防署、保健所等の行政機関
 - (2) 民生委員、社会福祉協議会、青少年育成対策委員会、交通安全協会等
3. 自治会が自治会の関連団体として承認したもの
 - (1) たかねキッズサークル（子供会）
 - (2) 高嶺クラブ（老人会）
 - (3) 陽だまりサロン
4. 自治会会員が原則半数以上を占めて構成する同好会、親睦会等で、自治会が承認したもの
 - (1) 直接自治会に申請されたもの
 - (2) 高嶺クラブを経由して申請されたもの
 - (3) たかねキッズサークルを経由して申請されたもの
 - (4) 陽だまりサロンを経由して申請されたもの
5. 自治会会員であり、自治会が承認する目的に使用するもの
 - (1) 災害（地震、火災、風水害等）に被災した場合の緊急利用
 - (2) 会員の冠婚葬祭のための利用
 - (3) 会員相互の親睦を図るための利用
6. 自治会と協力関係にある近隣町会・自治会等の団体
絹ヶ丘町会、北野台自治会、絹ヶ丘Ⅰ丁目自治会等
7. その他役員会が適当と認めて承認したもの（事例に即して逐次に記載するものとする）
 - (1) たかねっこチャレンジャーズ